【主文】被告人を懲役7年に処する。 未決勾留日数中100日をその刑に算入する。

【理由】

(罪となるべき事実)

被告人は,

第1 平成13年12月29日午前2時05分ころ,埼玉県a市(番地略)道路上において,運転開始前の飲酒の影響により,前方注視及び運転操作が困難な状態で,普通貨物自動車を時速約60キロメートルで走行させ,もって,アルコールの影響により正常な運転が困難な状態で上記自動車を走行させたことにより,そのころ,同市(番地略)道路上を進行中仮睡状態に陥り,同市(番地略)道路上に当時て,同所左側端を歩行中のA(当時19歳),同B(当時20歳)及び同C(当時21歳)に自車左前部を衝突させ,よって,Aに脳挫傷の傷害を負わせ,同日午前4時09分ころ,同県b市(番地略)所在のc病院において,同女を上記傷害により死亡させるとともに,Bに頸椎損傷,外傷性くも膜下出血の傷害を負わせ,時15分ころ,同県d町所在のe病院において,同女を上記傷害により干前4時15分ころ,同県d町所在のe病院において,同女を上記傷害により生たほか,Cに全治まで約2週間を要する頭部外傷,胸腹部,臀部打撲の傷害を負わせた,

第2 同日午前2時05分ころ、同県a市道路上において、前記のとおり、前記Aほか2名を負傷させる交通事故を起こしたのに、直ちに車両の運転を停止して、上記Aら負傷者を救護する等必要な措置を講ぜず、かつ、その事故発生の日時及び場所等法律の定める事項を、直ちに最寄りの警察署の警察官に報告しなかったものである。

(法令の適用)

被告人の判示第1の所為のうち、A及びBに対する各危険運転致死の点はいずれも刑法208条の2第1項前段(致死の場合)に、Cに対する危険運転致傷の点はの点法208条の2第1項前段(致傷の場合)に、判示第2の所為のうち、救護義度の点は平成13年法律第51号(道路交通法の一部を改正する法律)附則9条による改正前の道路交通法117条、72条1項前段に、報告義務違反の点は所の道路交通法117条、72条1項前段に、報告義務違反の点は所以上で表面的方式。1個の行為が3個の罪名に触れる場合であるから、判示第1の所為は、1個の行為が3個の罪名に触れる場合であるから、判示第1の所為により1罪として刑及び犯情の最も重いAに対する危険運転致死罪の刑で必免条により1罪として刑及び犯情の最も重いAに対する危険運転致死罪の刑である。以上は同法54条1項前段、10条により1罪として重要表面の非常により1罪とし、判示第2の罪について所定刑中懲役刑を選択し、以上は同まの方式をととし、判示第2の罪について所定刑中懲役刑を選択し、以上は同まの形式をととし、判示第2の罪について所定刑中懲役刑を選択し、判示第2の罪について所定刑申の範囲内で被告人を懲に同法47条ただし書の制限内で法定の加重をした刑期の範囲内で被告人を懲に同法47条ただし書の制限内で法定の加重をした刑期の範囲内で被告人を懲ことに対して表表を適用して未決勾留日数中100日をその刑に算入することとは、100円を表面に対して表表の別に対して表表の別に対して表表の別に対して表表の別に対して表表の別に対して表表の別に対して表表の別に対して表表の別に対して表表の別に対して表表の記述といる。

(量刑の理由)

本件は、被告人が、多量の飲酒をし、アルコールの影響により正常な運転をすることが困難な状態に陥っていることを認識しながら、あえて会社の同僚らと居酒屋等で飲酒して、運転を継続するうちに仮睡状態に陥り、道路左側前方を歩行中の被害者3名に自車を衝突させて、2名を死亡させ、1名に傷害を負わせ(判示第1の事実)、さらに、被害者らを救護する等必要な措置を講ぜず、かつ、最寄りの警察署の警察官に報告をしないで、その場から逃走した(判示第2の事実)危険運転致死傷及び道路交通法違反の事案である。

被告人は、職場から貸与されている自動車を運転して帰宅する途中、居酒屋で飲酒していた同僚らに誘われて飲酒を始め、更にはしご酒をするなどして、長時間にわたり、相当量の飲酒をし、かなり酩酊していたにもかかわらず、早く帰宅したいとの理由から、運転代行を利用するようにとの同僚らの忠告を無視して、車両を運転し、アルコールの影響により正常な運転をすることが困難な状態であることを認識しながら、運転を継続した結果、本件事故を惹起したものであって、犯行の動機に対してきたは全てない。

犯行の態様は、同僚らの忠告を無視して運転を始め、アルコールの影響により、途中から視野が狭くなり、アクセル操作も思うに任せない状態となったにもかかわらず、制限速度が40キロメートル毎時と指定された歩車道の区別のない幅員約6メートルの片側一車線の住宅街の道路上を、時速約60キロメートルないし70キロメートルで運転を継続し、極端に視野が狭くなり、仮睡状態に陥るなどした結

果,進路前方の道路左側端を2列縦隊で同方向に歩行中の被害者らの集団に全く気付かず、自車をC、A及びBの3名に順次衝突させて、Cを路上に転倒させて全治まで約2週間を要する頭部外傷、胸腹部打撲等の傷害を負わせ、Aをボンネットに跳ね上げた上、フロントガラスに衝突させ、そのまま疾走して約75メートル余前方の路上に転落させて脳挫傷等の傷害を負わせて死亡させ、Bを約16メートル前方の住宅のブロック塀の上に跳ね飛ばし、頸椎損傷等の傷害を負わせて死亡されており、犯行後、呼気1リットル当たり0.55ミリグラムと高濃度のアルコとになり、犯行後、呼気1リットル当たり0.55ミリグラムと高濃度のアルコとルが検出されていることに照らしてみると、極めて危険かつ悪質な運転であったとも動車運転者として、まず行わなければならない被害者の救護や最寄りの警察署の警察官に対する事故の報告等をせずに、その場から逃走している。

被告人の無謀な運転行為の結果, 2名の尊い命が失われ, 1名が負傷しており, 6傷した被害者も, 本件事故状況に照らしてみると, 衝突部位がわずとどれたれていた可能性も否定であって, 傷害になる書になるとの幸運であったというほかない。死亡した被害者Aは, 図書館同じいた当まになる主きであったというほかない。死亡した被害者Aは, 図書館同じのことを希望して大学で勉学に励んでいた当時19歳の女子大生であって, いずれもコンビニエンスストアの従来に当していたアルバイト仲間であり, 前日の夜, アルバイト仲間6名でたともでもない, 本件事故現場付近の道路上を, 2列縱隊の一語に尽き、お若に入るでおれたものであって, 事故の状況は悲惨の一語に尽きるあるである。死亡した被害者2名の無念の思いは察する。死亡した被害者に対するを奪われた被害者2名の無念の思いは察する。死亡した被害者に対するがである。が表述でした被害者の母親ら、遺族の心痛、悲嘆は筆舌に対するがでいずれも証人として出廷して、愛娘を失った悲しみを訴え、被告人に対する。

ところが、これら被害者や遺族に対して、十分な慰謝の措置が講じられているとはいい難い上、被告人には、平成5年に速度違反の罪で、平成7年には酒気帯び運転の罪でいずれも罰金刑に処せられた前科のほか、速度超過を含む交通違反歴が少なからず認められ、妻や被告人自身の供述によれば、妻の忠告を無視して日ごろから飲酒運転を繰り返していた節もうかがわれる。これらの点からすると、被告人の刑事責任は重いといわざるを得ない。

(求刑 懲役8年)

【さいたま地方裁判所第三刑事部 裁判長裁判官川上拓一,裁判官森浩史,裁判官片岡理知】